

目黒区長 殿

令和5年3月31日

令和4年度第三者評価結果報告書

郵便番号 156-0043

住所 東京都世田谷松原3-38-16-107

電話番号 042-444-2757

認証評価
機関番号 06-168

評価機関名 株式会社にほんの福祉ネット

代表者氏名 代表取締役 岩下敦史 印

以下の事業所について実施した評価の結果を報告いたします。

評価者情報	評価者氏名	担当分野	評価者養成講習修了者番号
	岩下敦史	福祉・経営	H2101100
	濱川ゆり子	福祉	H2001061
	松村貴彦	福祉・経営	H2101027
	永峯治寿	福祉・経営	H0802010

評 価 対 象 事 業 所	油面住区センター児童館学童保育クラブ	
事 業 所 連 絡 先	〒	153-0065
	所 在 地	目黒区中町一丁目6番23号
	電 話 番 号	03-3713-1809
事 業 所 代 表 者	北村 英憲	
事 業 所 概 要	種 別	直営 学童保育クラブ
	運 営 主 体	目黒区

契 約 日	2022. 3. 4
利用者調査 実施時期	2022. 10. 31-2022. 11. 22
訪問調査日	2022. 12. 21
評価合議日	2022. 12. 21

総 評

《特に良いと思われる点》

●子どもの姿、活動の見通しなどを保護者と共有し、学童保育クラブに対する理解と協力につなげている

子どもに安心・安全な生活の場を提供し、子ども同士の関わり合いや多様な経験を保障することで、成長を支援している。また、学童保育クラブにおける子どもの様子を保護者と共有すべく、連絡帳やクラブだよりなどによる発信に加え、保育の様子を実際に見ることが出来る期間を設定している（参観ウィーク）。これにより子どもの姿や様子、他の子どもとの関わりなど、子どもの育ちについて共通認識を育み、ともに子どもの育ちを支えていけるように取り組んでいる。また、毎週末、連絡帳に次週の予定を貼付し、保護者が見通しを持てるように工夫している。保護者の立場から「何を必要としているか」を考え、必要な情報を提供し、事業に対する理解や協力関係につなげている。

●特別なケアが必要であっても、他の子どもと同じように生活・活動出来るよう、きめ細かい支援を行っている

特別な配慮を必要とする子どもを受け入れ、適切な支援の下で生活や活動を行えるようにしている。「保護者とともに支える」「他の子どもと同じような経験を保障する」という観点から、大まかな保育の流れや、来所から学習、自由遊び、水分補給経管栄養、帰宅など、必要な支援の手順を個別に明確化している（〇〇くんの流れ）。油面住区センター学童保育クラブには、障害児保育支援員が配置されていたこともあり、療育的に手のマッサージにより感覚入力を行ったり、足や体を伸ばし、介助の下で歩行練習を行ったりし、個別の記録を作成している。また、サービス等利用計画を踏まえ、小学校や放課後等デイサービス、居宅介護、短期入所などの動きを踏まえた上で、学童保育クラブが果たすべき役割を遂行している。医療的ケアの必要な子には派遣看護師も配置している。こうした職員などの動きは、保護者との綿密な確認の上で行われている。特別なケアが必要であっても、他の子どもと同じように過ごせるよう、高い意識と専門性、関係者との連携により、援助を行っている。

《更なる改善が望まれる点》

●同じ学区内の学童保育クラブの民営化を見据え、子どもや保護者が安心して利用を継続できるよう、学童保育クラブ間の連携を継続していく

令和6年度には近隣の小学校内に所在する学童保育クラブの民間委託が予定されているため、同一の小学校の学区内に民営の学童保育クラブと公立である当学童保育クラブが共存することになる。そこで、委託後を見据えた連携の視点を計画に盛り込み、合同で行事を行うなど、取り組んでいる。子ども同士や保護者同士の関係構築も必要であるし、それらをうまく進めていくためには少なくとも職員同士の関係構築も必須となる。行事にとどまらず連携を進め、スムーズな移行を支えていくことを課題としている。

詳細講評

評点基準	
A	よりよい福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	Aに至らない状態、多くの施設・事業所の状態、「A」に向けた取組みの余地がある状態
C	B以上の取組みとなることを期待する状態

○共通評価基準（1～42）

Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織

Ⅰ-1理念・基本方針

項目	評価項目	評価	講評
	(1) 理念・基本方針が確立・周知されている。		
1	①理念・基本方針を確立・明文化し、職員及び利用者等に周知している。	A	目黒区児童館運営指針、目黒区学童保育クラブ保育指針における基本姿勢や目的などを理念や基本方針として位置づけている。これらを年度当初のものをはじめとして会議などで確認することで、会計年度職員を含む全職員への周知を図っている。保護者には、入所説明会などにおいて説明し、周知を図っている。

Ⅰ-2運営状況の把握

項目	評価項目	評価	講評
	(1) 運営環境の変化等に適切に対応している。		
2	①事業運営を取り巻く環境と運営状況を的確に把握・分析している。	A	区直営の学童保育クラブとして、経営環境や経営状況などの把握・分析は、学童保育クラブが所属する目黒区子育て支援課を中心に行っている。学童保育クラブとしては、学校との連携、住区住民会議（区の提案に応じて地域住民が主体的に組織した住区におけるコミュニティ形成の推進母体）や住区まつりの会議への参加などにより、地域の各主体の考え方などを含む状況把握を行い、整理している。小学校教諭や主任児童委員などとの懇談も、子どもをめぐる状況把握に活かしている。
3	②運営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	A	学童保育クラブの運営は、年度ごとの学童保育クラブ保育方針をもとに行い、年度末に学童保育クラブ保育クラブ総括をまとめ、一年の取り組みを総括している。この過程を通して、経営（運営）上の成果と課題を明確にしている。

I -3事業計画の策定

項目	評価項目	評価	講評
	(1) 中・長期的な目標と計画が明確にされている。		
4	① 3～5 年の中・長期的な目標を明確にした計画を策定している。	A	区として策定する目黒区子ども総合計画（令和2年度から令和6年度）を学童保育クラブ運営上の長期計画と位置付けている。ここに示される諸施策の展開の中に、学童保育クラブの運営がある。従って、当該年度の学童保育クラブ保育方針も、この流れに沿って作成している。令和6年度には近隣の小学校内に所在する学童保育クラブの民間委託が予定されているため、同一の小学校の学区内に民営の学童保育クラブと公立である当学童保育クラブが共存することになる。そこで、委託後を見据えた連携の視点を計画に盛り込んでいる。
5	② 中・長期計画を踏まえた年度の計画を策定している。	A	
	(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	A	日々の育成支援の振り返り、会議などを通して、学童保育クラブ保育方針に基づく学童保育の実施状況を職員全体で確認している。そして年度末には一年間の取り組みを総括する形で学童保育クラブ保育クラブ総括を作成している。
7	② 事業計画を子どもや保護者等に周知し、理解を促している。	A	この総括を踏まえて次年度の学童保育クラブ保育方針を作成し、会議などで内容を共有して次年度の取り組みの基盤としている。入所時の説明会や年度当初の保護者会では、事業の方針や内容などについて、説明資料を用いて保護者に案内している。

Ⅰ-4福祉サービスの質の向上への組織的・計画的な取り組み

項目	評価項目	評価	講評
	(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	①サービスの質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	B	学童保育クラブの質の向上への取り組みとしては、以下の取り組みが定着している。学童保育クラブ保育方針の作成→計画に基づく育成支援の実施→年度末の学童保育クラブ保育方針・総括を通した振り返り→次年度の学童保育クラブ保育方針の作成と実行というPDCAサイクルに則った改善・向上を図る取り組みがある。
9	②組織として取組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	B	自己評価としては、国基準の評価シートに基づいたものを令和3年度より実施している。第三者評価については、令和4年度から5年ごとの受審を予定して実施している。

Ⅱ 組織の運営管理

Ⅱ-1 管理者の責任とリーダーシップ

項目	評価項目	評価	講評
	(1) 管理者の責任が明確にされている。		
10	①管理者は自らの役割と責任を職員に対して表明し、理解を図っている。	A	業務・職務を内容により分類し、それを施設長以下各職員に割り当て、これにより管理者としての役割や職員各自の役割を明確化している。その上で、平時における職員への指導・助言、対外関係の処理、有事における安全管理など、管理者としての役割を遂行することを通して職員による理解を図っている。
11	②遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	A	公務員としての倫理研修を毎年受講し、遵守すべき法令その他のルールへの理解を深め、意識を高めている。また「倫理ミーティング」として複数のものから選択したテーマで職場内で学びや振り返りを行っている。さらに、学童保育クラブ保育指針の見直しとあわせて、放課後児童クラブ運営指針と関連する法令などの確認も行っている。
	(2) 管理者のリーダーシップが発揮されている。		
12	①学童保育クラブの質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	A	学童保育クラブの質に関する評価・分析、課題の抽出と改善のための対応策の策定などは、上記のPDCAサイクル、すなわち、学童保育クラブ保育方針の作成→計画に基づく育成支援の実施→年度末の学童保育クラブ保育方針・総括を通じた振り返り→次年度の学童保育クラブ保育方針の作成と実行を通して行っている。また、学童保育クラブの質の向上プロセスへの職員の関与は、「目標によるマネジメント」制度を活用して行われる。すなわち、「ステップアップシート」を用いて業務上の目標を定め、上長との面談を通して目標の達成度を振り返り、自己の目標達成への取り組みを通して成長を図ると同時に、組織としての能力向上につなげている。
13	②経営の改善や業務の実行性を高める取組に指導力を発揮している。	A	

II-2福祉人材の確保・育成

項目	評価項目	評価	講評
	(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	①必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組を実施している。	A	区直営の学童保育クラブとして、正規職員（常勤職員）の採用に関わる業務は、人事課が行っている。会計年度任用職員の募集に関わる業務は、子育て支援課が行っている。それぞれ、管理者である施設長や職員も協力している。欠員に対する迅速な補充は困難な状況にあり、引き続き区と連携して対応していく方針である。
15	②総合的な人事管理が行われている。	A	学童保育クラブ単位では、採用活動につながる取り組みに加え、現在の人員の定着に向けて、日々のコミュニケーションや研修機会の保障などを通して意欲の向上を図り、定着につなげている。人事管理の部分も、区としての人事評価制度の取り組みの一つである「目標によるマネジメント」制度などにより、意向の把握や成長の支援などを行っている。
	(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	①職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	A	20代～60代という幅広い年齢層からなる現在の職員体制を踏まえ、常にコミュニケーションを大切にしている。職員の意向や就業状況、家庭状況などの私生活の事情、ワークライフバランスなどに気を配り、それぞれが力を発揮しやすい職場環境づくりに不断に取り組んでいる。

	(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	①職員の教育・研修に関する基本方針や計画を策定し実施している。	A	区として、内部研修（OJT）と外部研修（集合研修）、自己啓発などから構成される研修制度を整備している。人事課や子育て支援課では職層に応じた研修内容を組んでおり、可能な範囲で受講を進めている。職員の教育（育成）の面では、「目標によるマネジメント」制度を有効に活用している。すなわち、「ステップアップシート」を用いて業務上の目標を定め、上長との面談を通して目標の達成度を振り返り、自己の目標達成への取り組みを通して成長を図っている。職場内でのOJTも、現場で必要とされる力を育む上で有益なものとなっている。
18	②職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	A	

II-3経営の透明性の確保

項目	評価項目	評価	講評
	(1) 事業主体の経営の透明性を確保するための取り組みが行われている。		
19	①公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組を行っている。	A	区のホームページでは、学童保育クラブの概要、その他利用に関する事柄を確認することが出来る。学童保育クラブ利用案内も区のホームページにアップロードしている。第三者評価の定期的な受審は今年度が初回であり、今後定期的な受審を計画している。クラブだよりなどは小学校などの関係機関に配布し、クラブの現在の動きを発信している。そのほか、利用者による評価（アンケートの結果）や学童保育クラブとしての自己評価の結果も、ホームページ上で公開している。なお、区による定期的な監査を受けており、適正な運営状態を確保している。
20	②運営の透明性を確保するための情報公開を行っている。	A	

II-4地域との交流、地域貢献

項目	評価項目	評価	講評
	(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
21	①学童保育クラブと地域との交流を広げるための取組を行っている。	A	住区内で開催される行事への参加を中心に、地域との交流を進めている。お祭り（住区まつり）では、職員が保護者有志と協力して出店などの形で参加し、学童保育クラブの存在を地域にアピールしている。緑化活動（グリーンクラブ）には子どももともに参加している。ボランティアの受け入れについては、ボランティア活用等要領やボランティア活用の手引きにおいて、ボランティアの募集、受け入れから登録までの流れ、心掛けて欲しいことなどの事前確認事項、活動上の留意事項などを定めている。ボランティアとしては高校生の、実習生としては高校生や大学生の受け入れを行うことで、学童保育クラブ事業に対する理解を深めるきっかけづくりも行っている。
22	②ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし、体制を確立している。	A	
	(2) 関係機関との連携が確保されている。		
23	①学童保育クラブとして必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携を図っている。	A	学童保育クラブを適切に運営していくにあたり、様々な社会資源との連携が必要となる。そこで、児童館や小学校などの社会資源を一覧にしている。特に小学校の担任教諭や主任児童委員などとは交流の場を設けるなど、子どもの健やかな成長を支えるべく連携を図っている。

	(3) 地域の福祉向上のための取組が行われている。		
24	①地域の福祉ニーズ等を把握するための取組を行っている。	A	区の提案に応じて地域住民が主体的に組織した住区におけるコミュニティ形成の推進母体（住区住民会議）に参画している。同会議は、住区内に住む人々や町会・自治会、PTA、商店会、地域の活動団体などにより構成されており、会議を通して地域のニーズを把握している。コロナ禍故に見合わせてはいるものの、例年であれば特別養護老人ホームや小学校とは積極的に関わり、地域のニーズの把握に努めている。学童保育クラブの利用世帯のニーズも地域のニーズの一つとして捉え、利用者アンケートなどもその把握に活用している。公益的な活動としては、上述の通り、住区内で行われるお祭りや緑化活動に参加している。
25	②地域の福祉ニーズにもとづく公益的な事業・活動を行っている。	A	

Ⅲ適切な福祉サービスの実施

Ⅲ-1利用者本位の福祉サービス

項目	評価項目	評価	講評
	(1) 子どもや保護者等を尊重する姿勢が明示されている。		
26	①子どもや保護者等を尊重した福祉サービス提供について共通の理解を持つための取組を行っている。	A	施設内には目黒区子ども条例のリーフレットを常設し、子どもや保護者を尊重する姿勢を明確化している。公務員倫理をテーマとした研修も活用している。毎年行う利用者アンケートの結果を総括し、そこから読み取ることができる子どもや保護者の思いを尊重し、次年度の保育計画に反映している。
27	②子どもや保護者等のプライバシー保護に配慮した福祉サービス提供を行っている。	A	守秘義務の徹底を職員全体で確認している。年度当初には学童保育クラブによる発行物への児童の氏名や写真の掲載について、その可否を保護者に確認している。日常的には、会話による情報漏洩や書類のしまい忘れによる情報流出などのないように留意している。
	(2) 福祉サービスの提供に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
28	①利用希望者に対して必要な情報を提供している。	A	学童保育クラブ利用案内のデータを区のホームページにおいてダウンロードし閲覧できるようにしている。学童保育クラブ利用案内の内容は毎年見直しが行われている。利用希望者を含む見学者は、新型コロナウイルス感染症対策に配慮しつつ、随時受け入れを行っている。また入所説明会やパンフレット（今日からクラブのなかま）を使用し、理念や取り組みだけでなく、
29	②学童保育クラブの利用開始・変更にあたり子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	A	実際の利用時間や指導方法など、保護者が知りたいと感じる情報を詳細に説明している。そのほか、非常災害時の連絡のあり方や個人情報の取り扱い、育成記録の概要などについても、説明している。またお迎え時のやり取りや面談などで、保護者の理解を促進している。

	(3) 子どもや保護者等の満足の向上に努めている。		
30	①子どもや保護者等の満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。	A	毎年、利用者（保護者）を対象としたアンケート調査を行うことで、保護者や子どもの目から見た学童保育のあり方に対する評価を確認している。職員の自己評価の仕組みも、利用者満足の視点から活用している。保護者から寄せられた声については、受け止め、精査した上で、対応可能な事柄については改善に取り組んでいる。「好きな遊びがない」という声があれば、物がない、周知が不足している、相手がいない、興味・関心がないなど、様々な理由を分析し、アプローチしている。また子どもについては、日々の関わりを通して意向を確認するとともに、学年別の会議を行い、子ども自身の考えや思いを実際の生活・活動に反映することで、参加意識や主体性、達成感、充足感などを得られるようにしている。

(4) 子どもや保護者等が意見等を述べやすい体制が確保されている。			
31	①苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。	A	苦情や課題が生じた場合の対応マニュアルを整備している。施設側の対応だけでなく、保護者の発言等も詳細に記録することになっている。迅速に職員が聴き取りを行い、苦情の内容に応じた対応方法を確立している。区への直接の申し立てやそれを受けた対応方法も確立している。こうした点は、利用開始時に保護者に説明している。保護者会や個人面談、行事などの機会も声に耳を傾ける機会として大切にしている。利用者アンケートの自由意見欄も無記名で意見を述べられるようにしている。 日頃から保護者との密な連絡を心がけており、その日の様子や良かった事なども細かく報告している。日頃から円滑なやり取りを行うことで、様々な相談や意見を話してくれる関係を構築している。全職員が保護者に積極的に関わり、子どもの様子を伝え、関わりの積み重ねを通して信頼関係を築いていけるようにしている。寄せられた声や職員の気づきなどをもとに子どもや保護者への必要な関わりにつなげている。対応の都度、その時の状況において最善の方法を検討して対応している。
32	②子どもや保護者等が相談や意見を述べやすい環境を整備し、周知している。	A	
33	③子どもや保護者等からの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。	A	

(5) 安心・安全な福祉サービスの提供のための組織的な取組が行われている。			
34	①安心・安全な福祉サービスの提供を目的とするリスクマネジメント体制を構築している。	A	地震や火災、外部からの侵入、事故、風水害、新型コロナウイルスを含む感染症など、様々なリスクを想定し、マニュアルにより、初動から事後までの対応方法を明確化している。ホームページでも新型コロナウイルス感染症対策による学童保育クラブの利用について確認する事ができ、対策を保護者にも周知する取り組みができています。陽性者が発生した場合のフローチャートもあり、クラスターを発生させないルールづくりができています。「目黒区児童館・学童保育クラブ災害時初期対応マニュアル」に沿って毎月避難訓練を実施している。事故やヒヤリハットなどの事例も記録として残し、対応の見直しにつなげている。そのほか、医療的ケアの必要な子どもの受け入れを行っているため、保護者との連携、看護師と職員との間での引き継ぎ、巡回指導の活用など、子どもの安全と安心を確保する取り組みを行っている。
35	②感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	A	
36	③事故・災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	A	

Ⅲ-2福祉サービスの質の確保

	評価項目	評価	講評
	(1) 提供する育成支援の標準的な実施方法が確立されている。		
37	①育成支援について標準的な実施方法を文書化している。	A	「育成支援の標準的な実施方法を文書化したもの」を目黒区児童館学童保育クラブ運営指針と捉えている。目黒区児童館学童保育クラブ運営指針は適宜見直しが行われることになっている。
38	②標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	A	
	(2) 子どもに対する育成支援の計画が策定されている。		
39	①育成支援の計画を適切に策定している。	A	「育成支援の計画」を学童保育クラブ保育方針と捉えている。その上で、学童保育クラブ保育方針の作成➡計画に基づく育成支援の実施➡年度末の学童保育クラブ保育方針・総括を通した振り返り➡次年度の学童保育クラブ保育方針の作成と実行というプロセスを通して評価・見直しを行っている。
40	②定期的に育成支援の計画の評価・見直しを行っている。	A	
	(3) 育成支援実施の記録が適切に行われている。		
41	①子どもに関する育成支援の記録が適切に行われ、職員間で共有している。	A	日々の育成支援における子どもの様子や職員の関わりなどは、保育日誌などに記載している。その上で、細やかなミーティングを行うことで職員が情報を共有できる体制を整えている。保護者などから提供される情報などを含めて、子どもを取り巻く環境や個別課題についても状況把握に努めている。関連する記録には職員全員が必ず目を通し、共通理解のもとで支援にあたっている。個人情報や、電子媒体であればパソコンにアクセス権限を設定し、また紙媒体であれば一人ひとりファイリングしてまとめる管理体制を確立している。
42	②子どもや保護者等に関する記録の管理体制が確立している。	A	

○内容評価基準（43～61）

Ⅳ学童保育クラブの活動に関する事項

Ⅳ-1育成支援

	評価項目	評価	講評
	（１）子どもが安心して過ごせる生活の場としてふさわしい環境の整備		
43	①子どもが安心して過ごせる生活の場としての環境を整備している。	A	小学校１年生から６年生までの子どもで、保護者の事情により昼間の時間帯において家庭で過ごすことが出来ない世帯に対し、生活の場を提供することを使命としている。学童保育クラブでは、信頼できる大人（職員）が見守る中、くつろいだり友達と遊んだり出来る環境を整え、受け入れを行っている。遊びや活動を通して人と関わり、また必要な生活習慣を確立し、内面を含めた成長を支えている。
	（２）学童保育クラブにおける育成支援		
44	①子どもが学童保育クラブに自ら進んで通い続けられるように援助している。	A	利用開始にあたっては、学童保育クラブの利用方法や過ごし方などを保護者に対して説明するだけでなく、それぞれの子ども自身が理解できるように対応することで、安心して新生活を始められるように配慮している。活動の中では自分の思いを表明したり、活動に参加することで他の子どもの関わりを広げたりしながら、豊かな生活を送ることが出来るように工夫している。また、それぞれの様子やその変化を的確にとらえ、職員間で共有し、適切に対応している。保護者とは日々連携し、成長・発達上の躰きなども共通認識のもとで支えていけるようにしている。出欠席は安心でんしょばと（ICTシステム）によりリアルタイムで管理している。確認が取れない時は職員が必ず電話連絡を行い、適切な状況把握を行っている。
45	②子どもの出欠席を把握し、適切に援助している。	A	

(3) 子ども一人ひとりと集団全体の生活を豊かにする育成支援			
46	①子ども自身が見通しをもって主体的に過ごせるように援助している。	A	学童保育クラブに到着すると、子ども自身で一日のスケジュールを確認できるよう、ホワイトボードを活用して一日の流れをわかりやすく示している。これをもとに、子どもは、自由遊びの時間をどのように過ごすか、宿題をやるならいつやるかなどを自分で考えて決定できる。職員はこうした子どもの自律的な姿勢を尊重し、また助言などにより援助している。
47	②日常生活に必要となる基本的な生活習慣を習得できるように援助している。	A	身辺自立を含む基本的な生活習慣の確立については、子ども一人ひとりにロッカーを設置し、整理整頓や持ち物の自己管理などを出来るように経験を積み重ねている。こうしたことが自分でできるようになると、進級後に下校時間が遅くなることがあった場合でも、自分で過ごし方を調整・決定する力を発揮する姿が見られている。 遊具や図書・工作の機具や材料などは収納場所を決めて保管している。どの学年でも楽しめるものを準備している。遊びの中での教え合いなども援助することで、異年齢同士の関わりを支えている。
48	③子どもが発達段階に応じた主体的な遊びや生活ができるように援助している。	A	じゅっくりと集中できる図工室、高学年や中高生とも関わり合えるプレイルームなど、施設環境を活かして多様な体験を保障している。障害を持つ子どもには、専門家による指導を活用しつつ、発達に即した遊びを提供し、また必要な関わりにより遊びや活動を支えている。

49	④子ども同士の関係を豊かに作り出せるように援助している。	A	遊びや活動を通して、同学年同士のみならず、異年齢同士でかかわりあう経験を重ねている。学年別の会議ではその学年としての役割を確認している。そして上級生は下級生に教えたり、リードしたり、また下級生は上級生の姿を見守ったりできる関係を大切にしている。子ども同士のトラブルの際は、他者の気持ちの気づき、自分の気持ちや行動も調整しながら、うまく解決していけるよう、職員が見守り、また言葉を添えて仲立ちをしたりしている。学年別の会議や班での活動、行事や遊びなどの中でも自分の気持ちを表明できる機会を設定している。そして役割を果たしたり他者の前で意見を発表したり、活動に主体的に参加していくことで、自信や自己肯定感を育んでいけるようにしている。
50	⑤子どもが自分の気持ちや意見を表現することができるように援助している。	A	

(4) 固有の援助を必要とする子どもへの適切な育成支援			
51	①障害のある子どもの受入れの考え方を理解したうえで、受け入れに努めている。	A	障害を有することで育成支援上特別な支援が必要な子どもの受け入れも行っている。具体的な手続き内容などは学童保育クラブ利用案内においても案内している。区の審査などの手続きを経てその可否が決定される仕組みとなっている。受け入れの際は、健康状態や発達の状況など子どもの心身の具体的な状況や、家庭の状況などを確認し、育成支援のための基礎的な情報としてまとめ、職員間で共有している。特別支援の対象となる子ども一人ひとりに対し育成目標を立て、巡回指導による専門家の助言なども活用しながら、集団での関わりの中で生活・活動を行っていけるよう、支援にあたっている。
52	②障害のある子どもの育成支援に当たっての留意点を踏まえ、育成支援を行っている。	A	
53	③児童虐待の早期発見に向けた取組や適切な対応を関係機関と連携して行っている。	A	子どもの権利・利益・尊厳を守るために、不適切な関わりを排除するだけでなく、虐待が疑われるケースについてそれを発見した場合の具体的な対応手順を整理している。これにより、所管課や通報先である児童相談所などへの連絡経路を確立している。また日頃から子どもの様子を気かけ、必要なケースでは子ども家庭支援センターや主任児童委員などとの連携により子どもをめぐる情報の共有を図っている。そのほか、障害のある子どもに特化した相談機関を一覧にし、必要な機関を紹介できるようにしている。日常的には、多様な文化的背景を持つ子どもを含め、自然な関わりの中で互いの個性を認め合える関係作りを支えている。また、児童館で行われる障害児対応事業（あそびのつどい）に参加し、互いの違いや特性を認め合えるように取り組んでいる。
54	④子どもの国籍や文化、習慣等の違いに関わらず、互いを認め合い理解を深めるような取組を行っている。	A	

(5) 適切なおやつや食事の提供			
55	①放課後の時間帯におやつを適切に提供している。	A	毎日16時をめぐりにおやつ（補食）を提供している。学校からの帰りが遅くなった際は、16時を過ぎても個別に対応している。提供の際は、空腹にならないこと、夕食に影響しないことなどに配慮している。アレルギーの事故を防ぐため、
56	②食に伴う事故（アレルギー、窒息、食中毒等）を防止するための対応を行っている。	A	年2回のアレルギー調査を行っている。利用開始時だけでなく定期的に聴き取りを行う事で、できるだけ新しい情報を把握し事故予防に努めている。食器やおやつの保管などの面でも衛生管理を徹底している。
(6) 安全と衛生の確保			
57	①子どもの安全を確保する取組を行っている。	A	日常の中でけがの防止に取り組んでいる。事故やヒヤリハット事例は全体で共有し、学童保育クラブとしての危機管理マニュアルも備えている。保護者への連絡や受診の判断など、迷うことなく適切かつ迅速に対応できるよう、対応方法を日頃から確認している。不審者情報や気象情報などは、安心でんしょばとのシステムを活用して保護者に発信し、安全確保に役立てられるようにしている。帰宅時の安全確保の面では、地域安全マップを作成し、関係機関と連携して子どもの安全な帰宅を支援している。衛生管理に関しては、研修などにより注意事項などを確認し、日々の業務の中でも清潔の保持を心掛けている。
58	②衛生管理に関する取組を適切に行っている。	A	

IV-2保護者・学校との連携

	評価項目	評価	講評
	(1) 保護者との連携		
59	①保護者との協力関係を築いている。	A	連絡帳をはじめとする日々のコミュニケーション、クラブだより、保護者会、個人面談、保育参観、行事などを通して、学童保育クラブにおける子どもの様子を伝え、また事業に対する理解を促進し、保護者との協力関係を築いている。保育参観については一定の期間を設定して実施している（参観ウィーク）。参観後にはアンケートを実施し、保護者が求めるもの、必要とすることなどを把握している。また、毎週末、連絡帳に次週の予定を貼付し、保護者が見通しを持てるように工夫している。
	(2) 学校との連携		
60	①子どもの生活の連続性を保障するため学校との連携を図っている。	A	担任教諭と職員がともに懇談を行うなど、連携をとれる関係を構築している。学校からは学校だよりの提供を受け、予定や動きを知る関わりを持っている。学童保育クラブからもクラブだよりを送り、クラブで過ごす子どもの様子を伝えている。子どもの育成支援上、気になることや、学校での出来事と関連すると思われること、学校にも伝えておいた方が良いと思われることなどがあれば、随時担任教諭と情報交換を行っている。公立学校とはこうした連携をとれており、私立学校については参観があれば参加したいと考えている。

IV-3子どもの権利擁護

	評価項目	評価	講評
	(1) 子どもの権利擁護		
61	①子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	A	施設内には区の子ども条例や都の子どもの権利擁護専門相談事業のリーフレットを備えている。すべての職員が内外の研修を受け、子どもの権利を侵害しないように努めている。不適切な関わりが起きないように、気づいた点があれば随時職員から話を聞き、また指導を行っている。日々の会議や育成支援の現場におけるコミュニケーションを通して、子どもの権利・利益の養護・尊重を図っている。